

北海道の屋外広告物制度（規制）体系の概要

◆屋外広告物法（S24年）◆ 改正（H16年6月公布・12月施行）広告物と広告業の措置の両面からの取組み

1. 目的：良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止のため広告物と広告業について、必要な規制の基準を定める。
2. 都道府県、指定・中核市（札幌市、函館市、旭川市）が屋外広告物条例の制定権を有し、規制する。
3. 景観行政団体（景観法）に移行した市町村は、屋外広告物規制（業の規制を除く）が可能。

◆北海道屋外広告物条例（S25年）◆ 大幅改正（H元年、H17年）

禁止地域

原則として広告物を表示できない地域

第1種：自然環境の維持や保全が必要な地域

①風致保安林 ②自然環境保全地域 ③自然公園の特別地域など

第2種：良好な居住環境の保護が必要な地域、交通の要所の地域等

①各市及び当別町の第1種低層住居専用地域 ②文化財の敷地内 ③都市公園 ④高速自動車国道・新幹線鉄道から500m以内の展望地域（用途地域等を除く。）など

禁止物件

原則として広告物を表示できないもの

①街路樹、路傍樹及び記念保護樹 ②煙突、ガスタンク、油タンク

③発電用風力設備 ④送電塔、送受信塔 ⑤橋りょう、トンネル、分離帯

⑥消火栓 ⑦信号機、照明灯、道路標識、防護さく ⑧公衆電話ボックスなど

禁止広告物

①どのような場合も禁止されるもの（危険なもの、交通安全上支障なものなど）

②電柱・消火栓標識への表示が禁止されるもの（はり紙、はり札、広告旗、立看板）

許可地域

許可基準（面積・高さ）

許可期間
（地上・屋上・壁面：3年）

許可手数料

第1種：商工業系地域

第2種：住居地域等

第3種：住居専用地域、高速道路から500m以内の展望できる用途地域等

第4種：用途地域を除く都市計画区域等

第5種：用途地域を除く自然公園の普通地域等

第6種：用途地域等を除く国道・道道・鉄道から100m以内の展望地域等

【許可・監督事務は総合振興局（振興局）に事務を委任。一部は本庁事務】
【23市町村に許可・監督権限を移譲】

適用除外

禁止地域、禁止物件、許可地域でも許可を受けずに表示（自家用広告物10㎡以下など）

地区指定制度

①広告景観優良地区：許可不要（白糠町、伊達市の2商店街地区指定）

②広告物活用地区：許可基準の緩和（指定なし）

③広告景観整備地区：地域の特性を生かし対応（指定なし）

広告物の管理者の設置

監督

違反に対する措置

①違反広告物の表示者等に対し、除却等の措置命令

違反事実の公表（H18.4.1から）

②略式代執行（違反広告物の表示者等が不明の場合）

③除却した広告物の保管等の手続き

【許可・監督事務は総合振興局（振興局）に事務を委任】

【22市町村に許可・監督権限を移譲】

景観行政団体の条例制定

景観行政団体のうち、屋外広告物条例を制定した団体
（小樽市：H24.7.1 小樽市屋外広告物条例を施行）

屋外広告業

H18.4.1 条例改正により届出制から移行

① 有効期間：5年

② 営業所ごとに業務主任者の選任の義務づけ

③ 監督処分：登録取消、営業停止（6月以内）

④ 罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金他

市町村への権限移譲
（特例条例）①簡易除却（はり紙、はり札、広告旗、立看板）
→全市町村②広告物の許可・監督
→美瑛市、奈井江町、島牧村、共和町、
登別市、松前町、森町、奥尻町、美瑛町、
上富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、
美深町、音威子府村、中川町、苫前町、
稚内市、中頓別町、豊富町、利尻町、
鹿追町、芽室町

審議会

諮問事項

①禁止地域、禁止物件、許可地域の指定

②広告景観優良地区、広告物活用地区、広告景観整備地区の指定

罰則

屋外広告業規制（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 など）
広告物規制（50万以下の罰金 など）